

10 資料編

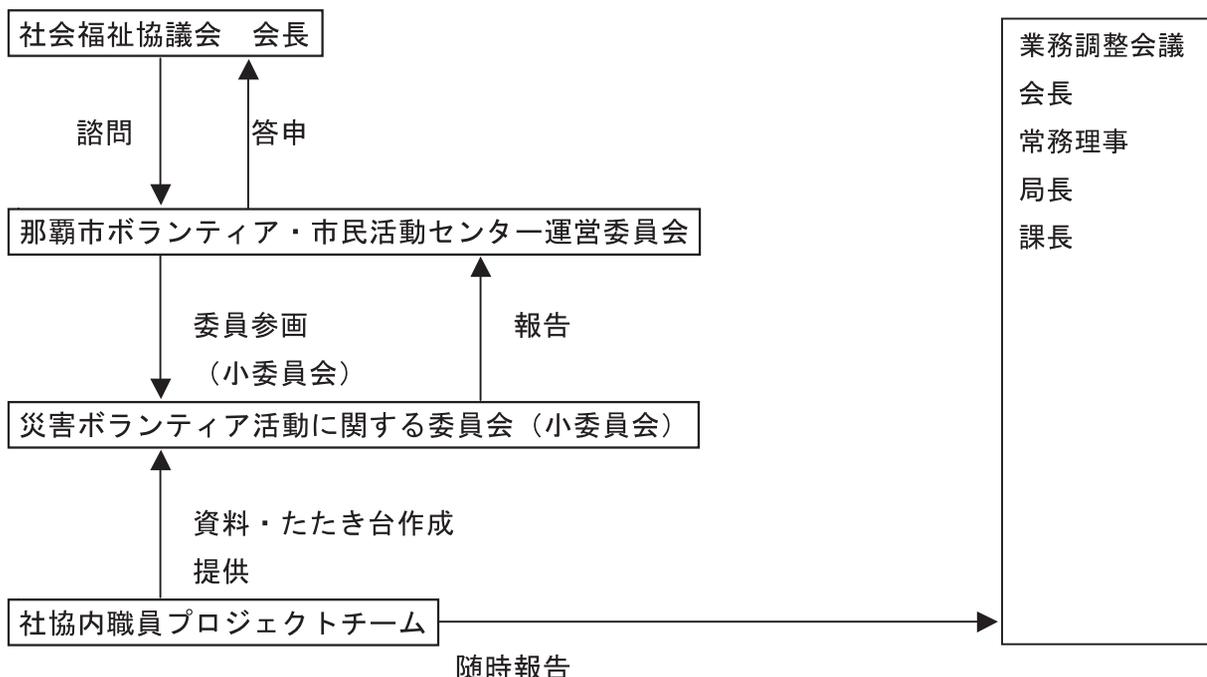
10-1 マニュアル策定について

(1) 策定プロセス

日 時	取 り 組 み 内 容
平成24年7月23日	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンター整備に関する研修会 対象：社協職員 内容：東日本大震災における災害ボランティアセンターの活動、社協が災害ボランティア活動にかかわる意義について職員向け講話 講師：桑原英文（JPCOM）氏
◇ 7月30日 ～8月6日	<input type="checkbox"/> 九州北部豪雨災害に伴う職員派遣（熊本県阿蘇市社協） ※阿蘇市社協災害ボランティアセンターにてニーズ班に配置された。
◇ 10月30日	<input type="checkbox"/> 「災害ボランティア中央センター等整備事業」補助金申請 ※健康福祉部福祉政策課に提出
◇ 11月6日	<input type="checkbox"/> マニュアル策定における第1回職員プロジェクトチーム会議 対象：プロジェクトチームメンバー 内容：災害時系列カードワーク研修会への参加について
◇ 11月11日	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアシンポジウム 対象：市民、関係者 内容：室崎益輝先生を講師に講話、事例発表を行った。 講師：室崎益輝（関西学院大学）氏
◇ 11月22日	<input type="checkbox"/> 第1回災害ボランティア活動に関する委員会 対象：委員（10名） 内容：マニュアル作成、資機材整備の取り組みについて報告・意見交換
◇ 11月26日	<input type="checkbox"/> 災害時系列カードワーク研修会 対象：社協職員 内容：災害発生からのプロセスにおいて、地域、社協の役割を模擬的に学ぶ。 講師：桑原英文（JPCOM）氏
◇ 12月12日 ～12月15日	<input type="checkbox"/> マニュアル策定及び資機材整備に伴う視察 視察対象：宮城県社協、仙台市社協、大崎市社協、石巻市社協
平成25年1月18日	<input type="checkbox"/> マニュアル策定における第2回職員プロジェクトチーム会議 対象：プロジェクトチームメンバー 内容：災害発生から初動（72時間以内）における役割について ※各課、各Gで検討することを依頼
◇ 2月2日	<input type="checkbox"/> 那覇市総合防災訓練への参加 那覇市民生委員児童委員連合会と連携し、避難誘導及び災害ボランティアセンター設置訓練を行った。
◇ 2月4日	<input type="checkbox"/> マニュアル策定における第3回職員プロジェクトチーム会議 対象：プロジェクトチームメンバー 内容：災害発生から初動（72時間以内）における役割について ※各課、各Gで検討したものを報告－課題の整理
◇ 2月21日	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンター整備に関する意見交換会 対象：社協職員

	内容：災害VCマニュアル（案）に関する意見交換会及び講話 講師：桑原英文（JPCom）氏
◇ 2月22日	第2回災害ボランティア活動に関する委員会 対象：委員（10名） 内容：災害VCマニュアル（案）に関する意見交換

(2) 策定体制



【那覇市ボランティア・市民活動センター運営委員会（委員名簿）】

〔任期：平成24年11月22日～平成25年3月31日〕

	名 前	役職等	所 属
委員長	西 尾 敦 史	准教授	沖縄大学福祉文化学科
副委員長	眞榮城 嘉 政	副会長	那覇市民生委員児童委員連合会
委員	石 嶺 健	係長	日本赤十字社沖縄県支部（事業推進課）
委員	上 里 芳 弘	事務局長	沖縄県中小企業団体中央会
委員	上 原 仙 子	（事務局）	那覇市協働によるまちづくり推進協議会
委員	浦 崎 修	課長	那覇市健康福祉部福祉政策課
委員	新 屋 司	主事	沖縄県ボランティア・市民活動センター
委員	生 盛 孫 幸	会長	大名地域福祉推進会
委員	平 良 修 一	理事長	那覇青年会議所
委員	平 良 博 子	代表	NPO 法人ファミリー・サポート・愛さん会
委員	田 中 美 幸	センター長	那覇市 NPO 活動支援センター
委員	宮 里 清 栄	会長	那覇市障がい者地域活動協議会
委員	福 治 貞 子	会長	那覇市自治会長会連合会
委員	渡 辺 英 二	係長	那覇市教育委員会学校教育課

注）委員長、副委員長以外、五十音順

那覇市社会福祉協議会 災害ボランティア活動に関する委員会設置要項

(設置目的)

第1条 この委員会は、那覇市ボランティア・市民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」と略記。）設置要綱第7条に基づき、那覇市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する基本的事項等を協議し、災害時における迅速かつ的確な対策が行えるようにすることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会の任務は那覇市ボランティア・市民活動センター設置要綱第4条第9項に関することを協議し、運営委員会委員長へ報告するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、若干名をもって構成し、次の各号の一に該当する者から運営委員会で選任し、本会会長が委嘱する。

- (1) 那覇市ボランティア・市民活動センター運営委員会委員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識関係者
- (4) その他、本会会長が必要と認めたもの。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長1人、副委員長1人をおく。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、本会会長の承認を得、委員長が召集する。
2. 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。
3. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、那覇市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮り会長が別に定める。

附 則

1. この要項は、平成24年11月21日から施行する。
2. 平成24年度の委嘱においては、委員の任期を平成25年3月31日とする。

【災害ボランティア活動に関する委員会について（委員名簿）】

〔任期：平成24年11月22日～平成25年3月31日〕

	名 前	役職等	所 属
委員長	稲 垣 暁	特別研究員	沖縄大学地域研究所
副委員長	宮 道 喜 一	事務局長	NPO 法人 まちなか研究所わくわく
委員	石 嶺 健	係長	日本赤十字社沖縄県支部 事業推進課
委員	浦 崎 修	課長	那覇市健康福祉部福祉政策課
委員	新 屋 司	主事	沖縄県ボランティア・市民活動センター
委員	高 良 淳 男	室長	那覇市総務課市民防災室
委員	田 中 美 幸	センター長	那覇市 NPO 活動支援センター
委員	福 治 貞 子	会長	那覇市自治会長会連合会
委員	福 山 裕 一	副委員長	那覇青年会議所 広報渉外委員
委員	眞榮城 嘉 政	副会長	那覇市民生委員児童委員連合会

注) 委員長、副委員長以外、五十音順

【マニュアル策定と社協職員の関わり（プロジェクトチーム）】

那覇市社協職員全体が策定作業に関わる。特に各課から主査・主任クラスによるプロジェクトチームを立ち上げ、策定作業を通じ、社協内における災害時支援の意識を高める。

		所 属		備考
1	高 野 大 秋	地域福祉課（地域づくりグループ）	主査	
2	上 地 哲 司	地域福祉課（相談支援グループ）	主査	
3	眞 栄 城 孝	総務課（企画財務グループ）	主査	
4	島 袋 優 子	総務課（庶務会計グループ）	主査	
5	金 城 弘 子	在宅福祉課(在宅福祉グループ／訪問介護)	主任	
6	前 田 あ ず さ	在宅福祉課(在宅福祉グループ／訪問介護)	副主任	
7	伊 芸 ふ み え	在宅福祉課(在宅福祉グループ／居宅介護)	主任	
8	大 城 純	在宅福祉課(在宅福祉グループ／通所介護)	主任	
9	謝 敷 宗 健	総合福祉センター等庶務会計	主事	

10-2 関連資料

資料① 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（設置規程）

資料② 九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定

10-3 参考文献

① 「那覇市地域防災計画」／那覇市防災会議（平成22年10月）

② 「沖縄県社会福祉協議会災害救援マニュアル（平成22年4月）」

③ 「社会福祉法人上牧町社会福祉協議会災害対応マニュアル（平成23年3月）」

④ 「三田市社会福祉協議会 災害時対応の手引き（2010年4月）」

⑤ 「社会福祉法人八女市社会福祉協議会 災害時対応の手引き」

⑥ 「平成24年度防災気象情報等に関する説明会」／沖縄気象台（平成24年4月23日）

⑦ 「大雨や台風に備えて」／気象庁（平成24年5月）

資料①

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 設置規程

資料②

九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 設置規程

[災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の設置]

第1条 中央共同募基金会は、多様なセクターとの協働により災害支援を進めるため、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（以下、「本会議」という。）を置く。

[目的]

第2条 本会議は、企業、NPO、社会福祉協議会、共同募基金会等が協働し、被災地及び被災者主体のボランティア活動を支援するもので、主に次の活動を行うものとする。

1. 人材、物資、資金等の支援の実践および仕組みづくりについての提言
2. 共同募基金会としての効果的な災害支援の実践および仕組みづくりについての提言
3. 災害時の災害ボランティアセンター活動支援等を通じた被災者支援ならびに被災地復興支援活動への助成
4. 本会議に関する広報活動
5. その他、中央共同募基金会から諮問する事項に関する提言

[本会議の構成]

第3条 本会議の委員は、中央共同募基金会事務局長が委嘱した者により構成する。

[本会議の運営]

第4条 本会議の活動は、災害支援を進めるため、企業から中央共同募基金会への寄付金（災害ボランティア活動資金）等の財源により行う。

2. 本会議委員による委員会を適宜開催する。委員会は、毎回、委員の互選により座長を置き、委員会の進行は座長が行う。
3. 本会議の意思決定は委員会において行う。

[プロジェクト部会の設置]

第5条 本会議に、協議テーマごとに検討整理等を行うプロジェクト部会を設けることができる。

2. プロジェクト部会に、委員の互選によりリーダーを置くことができる。リーダーは当該部会を統括する。

[幹事]

第6条 本会議の運営に資するため、本会議に委員の互選による幹事を置く。

2. 幹事は、適宜幹事会を開催する。幹事会には各委員の参加ができるものとする。
3. 幹事会は、各プロジェクト部会リーダーを必要に応じ召集することができる。
4. 幹事会は、災害発生など緊急時には、臨機の措置を講ずることができる。

[臨時委員の設置]

第7条 特定の協議テーマについて調査および協議するため、必要により、本会議に臨時委員を置くことができる。

[委員の任期]

第8条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. プロジェクト部会委員および臨時委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

[オブザーバー参加]

第9条 本会議の委員会には、関係者のオブザーバー参加を認める。

[庶務]

第10条 本会議の庶務は事務局において処理する。

2. 事務局の業務の一部を委託することができる。

[その他]

第11条 本会議は平常時の活動として運営され、緊急時の活動については別途要綱を設ける。

(平成20年4月30日制定・社会福祉法人中央共同募金会)

九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、福岡市及び北九州市の九州各県・指定都市社会福祉協議会（以下「九州ブロック社協」という。）の管内において災害が発生し、被災した地を有する県・指定都市社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）独自では社会福祉協議会としての災害救援活動が十分に実施できない場合において、九州ブロック社協相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち、災害救助法が適用される大規模災害とする。2前項に規定する災害のほか、住民生活に甚大な支障が生じる災害で、被災地社協から応援要請がある災害とする。

(幹事社協の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事社協を置く。

2. 幹事社協は、九州社会福祉協議会連合会事務局（以下「九社運事務局」という。）をもって充てる。ただし、幹事社協が被災等によりその事務を遂行できない場合は、次期九社連事務局が代行する。
3. 幹事社協の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 被災状況の把握及び第6条に定める応援内容に関する連絡調整
 - (2) 被災地社協を除く九州ブロック社協に対する災害救援活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣要請
 - (3) 被災地の交通手段及び宿泊所等に関する情報提供
 - (4) 応援職員の傷害保険加入手続き
 - (5) 応援職員が行う災害救援活動の情報提供
 - (6) 全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）等との連絡調整
 - (7) その他応援のために必要な事項

(連絡窓口等)

第4条 九州ブロック社協は、あらかじめ本協定に関する担当部課・担当者を定め、別記様式第1号により、毎年4月15日までに幹事社協に提出するものとする。

2. 幹事社協は、毎年4月末までに前項に定める連絡の窓口を別記様式第2号にまとめ、九州ブロック社協に送付するものとする。
3. 九州ブロック社協は、災害が発生したときは、幹事社協を通じ必要な情報を連絡するものとする。

(応援要請手続き)

第5条 応援を受けようとする被災地社協は、災害の状況及び必要とする災害救援活動の具体的内容を明らかにし、直ちに電話又はファクシミリ等により幹事社協に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2. 被災地社協は、幹事社協を通じて応援職員の派遣を行う各県・指定都市社協に対して、被

災地の交通手段の情報提供及び宿泊所の提供、斡旋に努めるものとする。

3. 第1項の応援要請を受けた幹事社協は、速やかに被災地社協を除く九州ブロック社協と協議し、その結果を被災地社協-通知するものとする。
4. 被災地社協を除く九州ブロック社協は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事社協の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援内容)

第6条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
 - (2) 災害救援活動に必要な備品、資材及び器材の提供及び斡旋
 - (3) その他応援のために必要な事項
2. 応援職員の行う災害救援活動は、次のとおりとする。
- (1) 災害救援活動を行うために必要な情報収集
 - (2) 災害救援活動を行うボランティア・NPO等のコーディネート
 - (3) 福祉サービス提供のためのコーディネート支援
 - (4) 生活福祉資金特例貸付の支援
 - (5) 社会福祉施設等に対する応援要請及び災害救援活動の支援調整
 - (6) その他応援のために必要な事項

(応接城見の指拝)

第7条 応援職員は、被災地社協の指揮の下に災害救援活動に従事する。2被災地社協が指揮不能の場合は、応援職員は、幹事社協の指揮の下に災害救援活動に従事する。

(軽費の負担)

第8条 第6条第1項に要する経費は、原則として応援する各県・指定都市社協の負担とする。

2. 応援職員を含めた災害救援活動拠点事務所の設置に要する経費は、全社協地域福祉推進委員会の「福祉救援活動資金援助制度」及び共同募金会の「災害支援制度」を活用するものとし、申請等の事務は、原則として被災地社協が行うものとする。ただし、被災地社協がその事務を遂行できない場合は、幹事社協が行うものとする。

(九州ブロック以外の災害への対応)

第9条 九州ブロック以外の災害の対応については、全社協からの応援要請がある場合、本協定を準用する。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九州各県・指定都市社会福祉協議会事務局長会議で協議して定める。

(適用)

第11条 この協定は、平成17年8月1日から適用する。

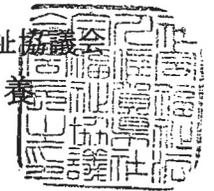
この協定の締結を証するため、九州ブロック社協会長記名押印の上、各自1通を保管する。

平成17年8月1日

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
会 長 田 尻 英 幹



社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
会 長 指 山 弘 養



社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
会 長 金 子 原 二 郎



社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
会 長 潮 谷 義 子



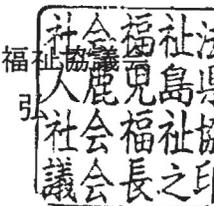
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
会 長 帯 刀 将 人



社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会
会 長 川 越 義 郎



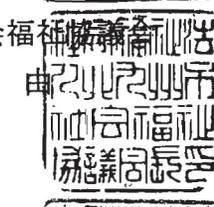
社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会
会 長 今 吉 弘



社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
会 長 吳 屋 秀 侑



社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会
会 長 岡 田 光 由



社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会
会 長 古 賀 誠

